

○野田国義君 野田国義です。よろしくお願いたします。

私も、知床遊覧船事故についてお聞きいたします、最初。

本当に今、白眞勲先生がおっしゃったように、二度とこういうことが起きてはいけないということ、今、国交省としても真剣に取り組んでいただいているものと思っておりますので、ぜひ、しっかりとやっていただきたいと思えます。

で、白眞勲先生の方から話があったのは、まず、携帯電話、いわゆる連絡網です、このことが間違っていたと。結局、携帯電話だと圏外が出るのはもう分かり切ったこと、それが申請によつて、いや、通ずるからということを確認していたということですよ。

それともう一つは、やはり本当に水温が二度、三度というところに放り出されたらもう本当に数秒で、何と云いますか、意識がなくなるということでございますので、このことも本当に、例えば一緒に何隻かが出航するとかですね、いろいろな手だてがあるんじゃないのかなと、救助できませんから、そうなりますと。そういうことを思いますし、そしてまた、なぜこんな悪天候が予想される中で出航したか、ここが一番だと思います。この何か決まりというのはあるんでしょうか、出航

の決まり。

○政府参考人（高橋一郎君） お答え申し上げます。

今回の事故、なぜこのようなことが起こってしまったのか。特に出航可否の判断が非常に大事だったと思っております。

海上運送法に基づきまして事業者は安全管理規程を設けなきゃ、作らなければなりません。運航を中止すべき気象や海象の具体的な条件が書いてございます。

この会社の場合には、発航前において航行中に風速八メートル以上又は波の高さ、波高一メートル以上になるおそれがあると認められるときは発航を中止しなければならぬと書いてございます。当日、気象情報では、朝から夜にかけて風速最大十五メートルというものが出てございました。事業者は、当然、これを発航前に確認をしなければいけません。その意味では、今回絶対に出てはならない状況であったと考えてございます。

そこにつきましては、このような気象、海象を踏まえた運航可否の判断がなぜ適正に行われなかったのか、それを絶対に防ぐためには、運航管理の在り方を始め、安全管理規程の実効性をいかに確保していくのか、国の制度の問題も含めしっかりと検証し、必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

○野田国義君 やはり、ここの出航を何でしたのかというところを改善を、安全基準などを改正していかなくちや、強化していかなくちやいけないと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

それから、もう一つあれなのは、結局いろいろ今明らかになつてきたのは、社長不在のときも必ず事務所にいわゆる運航管理者補助者がいるということですよ。しかし、これもいなかつたということでもありますから、これもやはり特別監査ですか、その後これも守られていなかつたということでございますので、このことはどうだったんでしょうか。

○政府参考人（高橋一郎君） お答え申し上げます。

有会社知床遊覧船の先ほど申し上げました安全管理規程におきまして、運航管理者である桂田社長が船舶の就航中に職場を離れますときには、営業所の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければなりません。

今般の事故時におきましては、運航管理補助者として船長の豊田氏が選任されていたものの、同豊田氏はKAZUIに乗船し、営業所には不在の中、運航管理者である桂田社長も営業所を離れていたと承知してございます。これは安全管理規程に照らして、大変同社の安全管理体制に問題があ

つたと考えてございます。

国土交通省といたしましては、安全管理規程の実効性の確保、監査の在り方、これをしっかりと議論をし、必要な措置を更に講じてまいりたいと思います。

○野田国義君 恐らくこれは、事故が起きたときだけじゃなくて、一事が万事だと思っんですよね。そういうことがずっと続いていったんだと思います。ですから、その辺りのところの指導ができなかったということは非常に大きな責任もあるのではないかと思います。

それで、私も、国交省の方から指導文書ですか、それから改善報告書をいただきました。それで、こう見てみますと、今いろいろ報道されておりますけれども、結局何ですかね、これ、いわゆる風速とか波ですか、全部同じような数字がここに書かれていきますよね。全部、私が持っている資料だと、同じ数字がいいかげんに書かれていると言っても過言ではありません。

だから、これ指導をされた後にこういう状況が続いていたということでしょうか、ここではどんな指導されたんでしょうか、この資料を見られて、報告書を見て。

○政府参考人（高橋一郎君） 委員御指摘の運航記録簿につきましてお答え申し上げます。

昨年七月に提出されました改善報告書におきま

して、運航記録簿に同じ数値が毎日連続して記されるなど不自然な点がありながら、当時の北海道運輸局ではこれを適切に認識をして事業者に更なる確認をすることができておりませんでした。そのように承知しております。

事業者への更なる確認や事後のフォローが十分にできていなかったと認識をしております。今回のような事故が起こってしまったことを重く真摯に受け止め、しっかりと改善を図る必要があります。それを実施してまいりたいと思っております。

○野田国義君 本日に、ここで言う強い指導をしておこなうべきではないことですよ、そうでしょうか。

それで、白先生、そして僕、私が今述べたようなことを、しっかりこれやっておかなくちゃいけなかった。本日に、こういった事故が起きてても不思議じゃなかったと、逆に言えばですね、そういう状況での運航だったと言わざるを得ないということでございますので、強く本当に反省を求めたいと、そしてまた、改善も求めたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思います。

小宮山議員、どうもありがとうございます。

それで、まず、提出者として修正部分についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

二つ、まずお聞きしたいと思います。

修正を行う、至った経緯について、それから修正部分の趣旨についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○衆議院議員（小宮山泰子君） 質問ありがとうございます。

今般、盛土規制法の法案を政府が提出したことについては一定の評価をしております。しかし、衆議院国土交通委員会における質疑の中で、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域以外の土地における盛土等の工事に関する規制の問題など、政府が今後速やかに取り組むべき課題も明らかになりました。

当初、与党以外、国民も含めまして、野党間で修正協議を進め、まとめ、協議を始めたところ、日本維新の会は独自案を提出するというところで途中で修正協議を離脱されました。そこで、立憲民主党・無所属、日本共産党、有志の会及びいわ新選組の四党派による修正案を提出し、質疑を行いました。最終的には、四党派共同の修正案は内容が今回の修正案と重なるということできちんと撤回をした上で、今後の盛土規制法等がより効果的になるものになるよう、検討事項について修正を行うことといたしました。

なお、本修正案は、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党、有志の会及びいわ新選組による六党派共同

提出の修正案によるものであり、与党の賛同もいただき、衆議院国土交通委員会において全会一致で可決されたものであります。

修正部分の趣旨については、本修正案は、

衆議院、今後の課題として明らかになった宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域以外の土地における盛土等に関する工事、土砂の管理に係る規制の在り方を検討対象とするともに、検討条項の期限を明確にするものであり、今後のより効果的な規制につながるものと考えております。

○野田国義君 ありがとうございます。

それでは、次に質問させていただきます。

「この法律の施行後五年を目途として、」を「この法律の施行後五年以内に、」と修正されましたけれども、このことについてお伺いしたいと思います。

○衆議院議員（小宮山泰子君） 昨今の自然災害の激甚化に伴い、法施行後の運用や実施された対応などを基に規制の見直しは必要だと考えます。

政府案においては、検討条項について施行後五年を超えて行われることも許容されるような条文となっていたため、期限を明確にする観点から、施行後五年以内と修正することといたしました。

○野田国義君 次に質問させていただきます。

検討に当たったの勘案事項について、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域以外の土

地における盛土等の状況、その他この法律による改正後の規定の施行状況等を勘案することに修正した趣旨、意図というものをお聞きしたいと思います。

○衆議院議員（小宮山泰子君） 衆議院国土交通委員会における質疑の中で、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域以外の土地については、規制の対象外である白地となることから、この白地における盛土等の状況をしつかりと勘案する、このことが必要だということで修正を行いました。

御質問ありがとうございます。

○野田国義君 最後になりますけれども、この検討対象となる盛土等に関する工事、土砂の管理等に係る規制の在り方が想定しているものについてお伺いをさせていただきます。

○衆議院議員（小宮山泰子君） 政府案の規制の対象外となる宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域以外の土地を含めた盛土等に関する工事や、工事の規制や、盛土のもととなる建設発生土の処理の適正化を図るための公共工事での指定処分制度やトレーサビリティ制度の在り方などを想定しております。

政府においては、盛土等の規制が真に実効性あるものとなるよう、効果的な規制の在り方を検討していただきたいと期待をして修正をいたしました。

た。

○野田国義君 小宮山議員、どうもありがとうございます。良かったです。よく分かりました。

それでは、質問の方を変えさせていただきます。と思いますが、この熱海の、いわゆる県の報告書が、十、あれは何日でした、十三日ですかね、出たようでございますけれども、このこと、先ほどこやり委員の方からこのことについて質問があったところでございます。しかし、もう本当にちよつとひどいもので、全てがこれ失敗と、結果的にはですね、見たということで、いろいろ答弁もありましたのでよく分かりましたけれども。

それで、私は経験上思うのは、いわゆる産廃もそうでございますけれども、結局、許可権は県なんだと、そして、現場が一番近いものだから、当然苦情が来るのは、情報が来るのは市町村なんです。このことが、本当に私、どこの市町村でも、あるいは都道府県でも行われているんじゃないかと思っていると。この間から紹介いたしました福岡県の春日市の問題もそうだと、県が、市がすべきだということでお互いにそれを主張してきたということ、私もそういうことをたくさん経験させていただいた一人でございますけれども、このことが本当に非常におかしい。

ただ、じゃ、国がここまで入ってやれるかという、なかなか難しい面もあるかと確かに思いま

す。これは、だから県と市の問題なんですけれども、この辺りのところ、やはり何とかこのところをしておかないと、この盛土の問題も、ずっと恐らく全国の自治体でこんな問題が起こるんじゃないかと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（斉藤鉄夫君） まさに、国、県、市が一体的に取り組む必要があるというのが今回の法案の趣旨の一つでもございます。そのために、今回、いろいろな会議体を設けたり人事交流も行ったり一体となつて取り組む、そういう体制で取り組んでいきたいと思っております。

○野田国義君 このところが永遠の問題とか一番重要なところだと思しますので、何とか国の方でいい案を是非とも考えていただきたい。そうでしょう、許可は県が持っているけど、しかし市町村に苦情はいろいろ来る、そして現場一番分かっているというようなことで、市がどんなに言っても県が知らないとか言ってくるわけですが、でも、許可持っているのは県でしょうといつてもね。まあ、そういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一つのあれが百条委員会、長浜理事の方からこの間の委員会で質問あったところでございますが、本当、この結果も、報道される内容を見ても本当ひどいですよね。お互いにこれも私は知らない、私も知らないみたいな話

で、いわゆる前所有者も造成への関与否定、そして現所有者も存在知らぬと主張というようなことをその百条委員会で述べたということでございますので、ですから、こういう、現実的にはこういうことが起きているんですね、現実的には、本当にひどいことがですね。

そうすると、ちよつと言にくい部分もありますけれども、業者も大体あんまり良くない業者なんでしょうね、こういうことをやる人というのは、非常に、ですから、これも、例えば市の職員がそこに行つたとしてもなかなか言えるような状況でないというのを想像できるんですね、その雰囲気的な。まあ、ちよつと怖いお方とかですかね。

そういうことで、ですから、このことも、全国でこんなことが起きていると思えますんで、十分この百条委員会のこれから進む中身も注目をしていただいて、改善につなげていただきたい、このことを要望したいと思います。

それから、この間からの質問のちよつと続きになるわけでありませうけれども、大規模造成地の安全対策を引き続き質問させていただきます。

盛土の総点検において、大規模盛土造成地のうち、必要な災害防止措置が確認できなかった盛土は何か所か、また、今後の取組についてお伺ひたいと思います。

それで、何度も言われているかと思いますが、

盛土の総点検では約一万余の盛土造成地が点検対象となつているようですが、大規模造成地のうち必要な災害防止措置が確認できなかった盛土は何か所確認されたのか、それから、こうした大規模盛土造成地については特に優先的に対応を講ずべきであるが、具体的にどのように取り組んでいかれるのかということをお聞きしたいと思います。

○国務大臣（斉藤鉄夫君） まず、最初の部分について私お答えし、後半の分については総政局長答弁させていただきます。

盛土の総点検において必要な災害防止措置が実施されていないことが判明した大規模盛土造成地住宅の造成地として現時点で把握できている箇所は九か所ございます。この九か所については、まずは行為者等により是正措置を行うことが基本となりますが、全ての箇所について既に地方公共団体が是正措置を指示していると伺っております。

また、九か所のうち四か所は既に行方者等による対策に着手しているほか、三か所は盛土が安定している等の理由から喫緊の対策は不要であると自治体において判断されたと伺っております。残る二か所の対策については、明らかに災害の危険性が高い場合には出水期までに応急対策を行うなど、盛土の安全対策に万全を期すよう自治体に対して促しているところでございます。

国としては、地方公共団体が行う安全対策工事等に対して国費率二分の一又は三分の二による手厚い財政支援を行うこととし、併せて地方公共団体の負担分に対する地方財政措置を講ずることとしております。本予算制度の活用や災害防止措置の実施方法などについてきめ細かく助言を行いつつ、地方公共団体による早期の対策を促していきたいと思っております。

○野田国義君 よろしくお願ひしたいと思ひます。最後のもう質問になるうかと思ひますけれども、令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会報告を踏まえて、今後激甚化する水災害を踏まえた今後の対応方策の検討についてお伺ひしたいと思ひます。

令和元年の大規模盛土造成地防災対策検討会の報告によれば、台風等による水災害に伴う盛土造成地における崩落等が発生していることから、激甚化する水災害を踏まえた今後の対応策の検討を進めていくことが望まれているところでございます。

本件に係る政府での検討状況をお伺ひし、また、本法律案における技術的基準等についても、地震災害や水災害を始めとする自然災害の頻発、激甚化の傾向を踏まえた内容とすべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（斉藤鉄夫君） 野田委員御指摘の検

討会、大規模盛土造成地防災対策検討会では、今後の宅地防災対策として国が取り組むべき施策の方向性が示されました。また、そのほか、更なる課題として、激甚化する水災害を踏まえた今後の対応方法についても検討を進めていくことが望まれているとの報告をいただきました。

これを踏まえ、現在、大規模盛土造成地の崩落等を未然に防ぐため、降雨等により崩落等のおそれのある盛土の変状の進行等を定期的に点検するためのマニュアルの検討を進めているところでございます。

また、この法案における、今回御審議いただいている法案における盛土等に関する技術的基準については、今後、地盤工学等の有識者による検討会により技術的に検討することとなりますが、この中で御指摘の報告を踏まえた検討も行うこととしております。

具体的には、盛土等を行う場所の地形や地質、地下水等の状況に応じて、擁壁や排水施設の適切な設置、地盤の締め固めなど、盛土等の安全性を確保するための基準について、御指摘の激甚化する災害を踏まえた対策も含め、検討の上定めることとしておりまして、しっかりとこの盛土造成地の安全を図っていきたいと思っております。

○野田国義君 もう時間も来ましたので、終わります。どうもありがとうございました。